

岐 阜 県 公 報

第 千 九 百 四 十 号
平 成 二 十 年 四 月 二 十 二 日

(火曜日)

目 次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課) 二九五
救急医療施設の辞退	(医 療 整 備 課) 二九五
保安林に指定する予定である旨の通知	(治 山 課) 二九六
解除予定保安林とする旨の通知	(同) 二九七
道路の供用開始	(道 路 維 持 課) 二九八
道路の区域変更	(同) 二九八
落札者等に関する公示	(税 務 課) 二九九
指定自立支援医療機関の指定	(保 健 医 療 課) 三〇〇
大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(商 業 流 通 課) 三〇〇
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(同) 三〇一
農地保有合理化事業規程の変更の承認	(農 業 振 興 課) 三〇一
土地改良区の定款の変更認可	(西 濃 農 林 事 務 所) 三〇二
土地改良区役員の退任及び就任	(同) 三〇二
同	(中 濃 農 林 事 務 所) 三〇四

告 示

岐阜県告示第三百十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取 消 年 月 日
合資会社山幸商店	中村仁士	美濃加茂市太田本町一丁目四番一号	平成二〇・三・一九

岐阜県告示第三百十五号

次の医療機関から救急医療施設を辞退する旨の通知を受けたので、救急医療施設取扱要綱（昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号）第四の規定により告示する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
東白川村国民健康保険病院	加茂郡東白川村神土六九二の二	平成二〇・三・三一

岐阜県告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古田肇

一 保安林予定森林の所在場所

山県市大字高富字日洞七一四、七二七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古田肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市神岡町麻生野字岩ヶ平山二七五〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古田肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町長良字大門五二の二、五三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

岐阜県告示第三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古田肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市神岡町麻生野字岩ヶ平山二七五〇の一

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲木曾屋字外谷九〇〇、九〇一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町小津字瀬戸倉二二〇一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十二号

岐阜県知事 古田 肇

1 主伐は、択伐による。

2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

大野郡白川村大字牧字峰通一五一の三・一五一の五(以上二筆国有林)、一五一の四(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

大野郡白川村大字牧字峰通一五一の三・一五一の五(以上二筆国有林)、一五一の四(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

大野郡白川村大字牧字峰通一五二の四(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)
本関線	山県市高富字南六八一番二地先から	同市同字同五八七番地先まで	二五・六〇	平成二〇・四・三	平成二〇・六・二

岐阜県告示第三百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)
谷柿合野線	山県市日永字見田島一〇八番四地先から	同市同字落ヶ畑九九番地先まで	三五・〇	平成二〇・四・三	平成二〇・七・三

岐阜県告示第三百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年四月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域の変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
		養老郡養老町沢田字井下官公有無番地先(五九九番三)から	別前後	ル(メートル)	ル(メートル)	
		同郡同町同字同地先(五九八番三)まで	後	ハ(メートル)	六〇・〇	
			前	ハ(メートル)	六〇・〇	

岐阜県告示第三百二十六号				
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。				
なお、その関係図面は、平成二十年四月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。				
平成二十年四月二十二日				
岐阜県知事 古 田 肇				
岐阜県告示第三百二十七号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。			
なお、その関係図面は、平成二十年四月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。				
平成二十年四月二十二日				
岐阜県知事 古 田 肇				

岐阜県告示第三百二十七号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。			
なお、その関係図面は、平成二十年四月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。				
平成二十年四月二十二日				
岐阜県知事 古 田 肇				

岐阜県告示第三百二十七号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。			
なお、その関係図面は、平成二十年四月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。				
平成二十年四月二十二日				
岐阜県知事 古 田 肇				

公 示

落札者等に関する公示
 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第二百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

1 特定役務の名称及び数量 平成20年度自動車税定期納税通知書作成等業務 一式
 （単価契約）

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成19年12月21日
- 4 落札者を決定した日 平成20年3月21日
- 5 落札者の氏名及び住所 岐阜市日置江1丁目58番地
株式会社電算システム
代表取締役 富地 正直
- 6 落札金額 25,721,976円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県自動車税事務所
(2) 所在地 岐阜市日置江2648番地3

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名称	所在地	医療の種類	年月日
スギヤマ調剤薬局 羽島市民病院前店	羽島市竹鼻町狐六字東百石三四二四一	精神通院	平成二〇・四・一
アイセイ薬局 揖斐川店	揖斐郡揖斐川町三輪一〇五	精神通院	平成二〇・四・一
ピノキオ薬局 那加店	各務原市那加西野町一三〇一F	精神通院	平成二〇・四・一
日本調剤三輪薬局	揖斐郡揖斐川町三輪字中新田二四三八二	精神通院	平成二〇・四・一
マイはーと薬局	羽島市竹鼻町飯柄一〇一	精神通院	平成二〇・四・一
ささゆり薬局 宝町店	多治見市宝町一三三一	精神通院	平成二〇・四・一

つくし調剤薬局	羽島郡笠松町田代一九〇三	精神通院	平成二〇・四・一
ニクニク調剤薬局 島店	羽島市竹鼻町狐六字東百石町三四三二	精神通院	平成二〇・四・一
株式会社スギ薬局 島正木店	羽島市正木町大字曲利一〇六八	精神通院	平成二〇・四・一
ニクニク調剤薬局	関市西本郷字笹島二二八一	精神通院	平成二〇・四・一
カワムラ薬局 みずほ店	岐阜市瑞穂町三三五	精神通院	平成二〇・四・一

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十年四月二十二日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十年四月十一日
- 二 届出者の氏名又は名称 株式会社オークワ
- 三 建物の名称及び所在地 (仮称) オークワスーパーセンター 養老瑞穂店
- 四 大規模小売店舗の新設日 平成二十一年三月一日
- 五 店舗面積

六、六五八平方メートル
駐車場の収容台数

四〇五台

七 荷さばき施設の面積
四〇〇平方メートル

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年四月二十二日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地
ショッピングセンターひらおか

岐阜県加茂郡八百津町八百津四二五〇番地の一

二 意見の概要

八百津町長の意見

・ 交通関係として、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき配慮すること。

・ 駐車場等の騒音対策として、アイドリング防止等の看板設置など適切な措置を講ずること。

・ 防犯、非行防止対策として、駐車場等への適切な照明設置を行うこと。

・ 廃棄物の保管、運搬、処理に関して、関係法令を遵守し、適正な配慮を行うこと。

（届出事項 新設）
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年四月二十二日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ゲンキー養老店

岐阜県養老郡養老町高田字初花二一九二番一 外

二 意見の概要

養老町商工会長の意見

・ 周辺道路の交通安全対策に万全の措置を講じるとともに、青少年の健全育成に充分な配慮を願いたい。

（届出事項 新設）

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 農地保有合理化法人の名称

変更前 岐阜市農業協同組合

変更後 ぎふ農業協同組合

二 農地保有合理化事業の実施区域

変更前 岐阜市における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域をいう。

以下同じ。）の区域

変更後 岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市及び北方町における

農業振興地域の区域

三 農地保有合理化事業の種類

- 1 農地売買等事業
- 2 農地売渡信託等事業
- 3 研修等事業

四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日

平成二十年四月一日

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	室原土地改良区	認可年月日	平成二〇・四・一四
--------	---------	-------	-----------

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	南濃北部土地改良区	認可年月日	平成二〇・四・九
--------	-----------	-------	----------

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	色目川沿岸土地改良区	認可年月日	平成二〇・四・一四
--------	------------	-------	-----------

土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住居	住所
養老町祖父江土地改良区	平成二〇・四・三	理事	無藤 宣芳	養老郡養老町祖父江二一八一番地一	八二六番地一
同	同	同	安福 英一	同	同
同	同	同	無藤 信夫	同	一〇五六番地一
同	同	同	高木 繁	同	六二番地
同	同	同	佐竹 常雄	同	一一八八番地
同	同	同	高木 茂	同	一一五〇番地一
同	同	同	監事 長澤 豊	同	一一二六番地一

就任した役員

同	高木弘之	同	一〇七五番地一
同	氏名住	同	所
同	佐竹静夫	養老郡養老町祖父江	一一四八番地
同	佐竹利一	同	一一三一番地一
同	川瀬清次	同	一一八六番地二
同	佐竹博	同	一一七七番地一
同	佐竹正孝	同	一一九八番地二
同	川瀬清	同	一一八六番地一
同	高木重信	同	一一一〇番地
同	安福弘典	同	一〇五二番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

同	理事	佐々木公道	同	一〇〇番地
同	同	平野勝憲	同	一〇五番地
同	同	伊藤助蔵	同	一七四番地
同	同	伊藤憲生	同	五四一番地
同	同	伊藤清春	同	二六〇番地

就任した役員

同	伊藤和美	同	五一五番地
同	山川直	同	五九六番地
同	水谷捨巳	同	二六二番地
同	水谷繁	同	二六七五番地
同	伊藤薫	同	二七六三番地一
同	伊藤公一	同	二九七九番地一
同	伊藤富太	同	一四二四番地
同	林昭八	同	一九二番地
同	渡辺幸夫	同	一六二三番地
同	鈴木和彦	同	一一一番地
同	飯田多加弘	同	二〇番地
同	安達長三	同	三〇六番地
同	志水英一	同	五九八番地

土地改良区 就任した役員
 平成 年 月 日
 二〇 年 四 月 一 日

同	理事	佐々木公道	同	一〇〇番地
同	同	伊藤正	同	二五九一番地
同	同	志水茂	同	六〇〇番地
同	同	水谷寿之	同	一七六番地
同	同	安達憲生	同	一四七番地二
同	同	水谷保	同	三四五番地
同	同	伊藤正成	同	五四五番地
同	同	鷲野知樹	同	五七八番地二
同	同	水谷繁	同	二六七五番地
同	同	伊藤光浩	同	二九一九番地
同	同	瀬古明司	同	一〇番地

同	伊藤	富太	同	一四二四番地
同	水谷	勝美	海津市南濃町吉田	一九五番地
同	渡邊	昇	同	一五〇七番地
同	鈴木	和彦	海津市南濃町太田	一三一番地
監事	伊藤	弘康	同	二九六八番地二
同	安達	重仁	同	三四三番地
同	加藤	健二	同	五二〇番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

同	河村	利信	養老郡養老町橋爪	一一八六番地
同	西脇	孝男	同	三〇五番地
同	堀	哲雄	同	二六〇番地一
同	木村	政明	同	一一三六番地一
同	日比野	富士男	同	三三番地一
同	大橋	一男	同	一一三番地
同	黒田	和美	同	一四四番地二
同	高木	庄司	同	一〇〇四番地
同	若山	敏夫	同	二九八番地

就任した役員

同	大橋	富士夫	同	橋爪	一二三八番地
同	早瀬	俊博	同	宇田	二七九番地
同	高木	吉一	同	祖父江	一一八五番地一
同	木村	政明	養老郡養老町橋爪	一一三六番地一	
同	西脇	孝男	同	飯田	三〇五番地
同	堀	哲雄	同	宇田	二六〇番地一
同	安福	勝	同	橋爪	一一九一番地
同	日比野	富士男	同	豊	三三番地一
同	長澤	和雄	同	橋爪	六五四番地二
同	三宅	順之	同	宇田	八一七番地
同	佐竹	正則	同	色目	五二六番地
同	田中	敏	同	飯田	一四九番地
監事	大岡	晴一	同	橋爪	一二三六番地
同	森川	鐘二	同	宇田	五〇七番地
同	大橋	一郎	同	飯田	一三四番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

改良区名	就任した役員	年月日	役名	氏名	住 所	所
土良区	同	平成 三〇・三・三	同	木村正夫	同	六五五番地三
土良区	同	平成 一九・三・六	同	武藤金雄	関市洞戸市場	七一一番地
土良区	監事		同	栗原匡一	山県市柿野	一一三〇番地三
土良区	同		同	武藤誕邦	関市小瀬	九九三番地一一
土良区	同		同	藤田辰雄	同	六一二番地
土良区	同		同	長屋正義	同	一一八九番地
土良区	同		同	長屋弘	同	一〇四七番地
土良区	同		同	長屋昌明	同	一一九九番地
土良区	同		同	長屋一三	同	一一六五番地
土良区	同		同	正治市次	同	七五九番地
土良区	同		同	藤田春三	同	六一九番地
土良区	同		同	長屋辰夫	山県市柿野	一〇三八番地
土良区	同		同	武藤正男	同	六八五番地
土良区	同		同	船渡敬二	同	六七二番地一
土良区	同		同	武藤勝美	関市洞戸市場	六八八番地
土良区	同		同	船渡守	同	一三四番地
土良区	同		同	正治光	同 片	二五五番地
土良区	同		同	武藤正義	関市洞戸市場	六五九番地
土良区	同		同	服部兼好	山県市柿野	六八三番地二
土良区	同		同	正治秋義	同	三四〇番地
土良区	同		同	船渡邦男	関市洞戸片	一三五番地
江・洞戸赤祖村 良土地区改父片	理事	平成 二〇・四・一	同	船渡邦男	関市洞戸片	一三五番地
	同		同	正治秋義	同	三四〇番地
	同		同	服部兼好	山県市柿野	六八三番地二
	同		同	武藤正義	関市洞戸市場	六五九番地
	同		同	正治光	同 片	二五五番地
	同		同	船渡守	同	一三四番地
	同		同	武藤勝美	関市洞戸市場	六八八番地
	同		同	船渡敬二	同	六七二番地一
	同		同	武藤正男	同	六八五番地
	同		同	長屋辰夫	山県市柿野	一〇三八番地
	同		同	藤田春三	同	六一九番地
	同		同	正治市次	同	七五九番地
	同		同	長屋一三	同	一一六五番地
	同		同	長屋昌明	同	一一九九番地
	同		同	長屋弘	同	一〇四七番地
	同		同	藤田辰雄	同	一一八九番地
	同		同	武藤誕邦	関市小瀬	六一二番地
	監事		同	栗原匡一	山県市柿野	九九三番地一一
	同		同	武藤誕邦	関市洞戸片	一一三〇番地三
	同		同	木村正夫	同 市場	一八五番地一
	同		同	同	同	六五五番地三

平成二十年四月二十二日印刷
平成二十年四月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社